

# 頭頸部外傷症候群等の職能回復援護措置制度について

## この制度の趣旨・目的

業務災害、通勤災害または複数業務要因災害により頭頸部外傷症候群等にり患した方の職業適応能力の回復を援護するため、職能回復援護措置を行います。

## 対象者

以下の要件をすべて満たす方が頭頸部外傷症候群等の職能回復援護措置（以下「職能回復援護措置」）制度の対象者となります。

### ■ ①～④の傷病を有する方

- ① 頭頸部外傷症候群
- ② 頸肩腕症候群
- ③ 腰痛
- ④ 減圧症

### ■ 障害等級第12級以上の障害（補償）等給付を受けた方

### ■ 職業適応能力が減退していて直ちに被災前の業務に従事することが困難であり、かつ就業のための技能の習得が必要な方

※労災保険では、傷病の症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待できなくなった状態を「治ゆ」（症状固定）といいます。

## 援護の内容

就業のための技能の習得を目的とした教習、講習等に参加した場合に、交通費や教材費等の費用を支給します。なお、**35,000円が上限額となります。**

## 申請方法

職能回復援護措置を希望する場合は、療養（補償）等給付の請求を行った労働基準監督署長（以下「監督署長」）の管轄区域を管轄する都道府県労働局長（以下「労働局長」）あてに以下の手順に従って、申請してください。

申請が承認・決定されると、職能回復援護措置を受けることができます。

### 1 申請

- ・職能回復援護申請書（様式第1号）

### 2 申請の承認決定・通知

申請が承認決定されると、申請者に以下の書類が送付されます。

- ・職能回復援護承認決定通知書（様式第2号）

### 3 職能回復援護措置を受ける

■ このリーフレットに関するお問い合わせは、お近くの労働局・労働基準監督署へ  
<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>

■ このリーフレットは、以下のウェブサイトに掲載しています  
<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040325-5.html>



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

